

テナントの入居や建物の増改築により 知らない間に消防法違反!?

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に**消防法違反**となっていることがあります。これらをお考えの方は、まず消防局に相談し、**必要な届け出**をしてください。

◆消防法違反の例

5階 事務所
4階 事務所
3階 事務所
2階 空室
1階 空室



5階 事務所
4階 事務所
3階 事務所
2階 物販店
1階 飲食店



事務所ビルの空テナントに飲食店や物販店など不特定多数の方が利用する用途が入居すると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。

◆消防法違反はどうか？

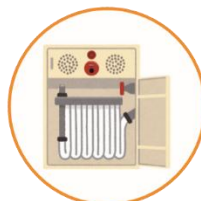
1. 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど、公示されることとなります。



2. 違反建物をホームページに公表します。

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物で、次の消防用設備等が設置されていない違反建物を水戸市のホームページに掲載します。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

◆必要な届け出は？

新しく店舗や事務所などを開店する場合、「**防火対象物使用開始届出書**」を建物の使用を開始される日の7日前までに消防局へ届け出る必要があります。

消防局への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客さまや従業員を建物に招き入れることになってしまいます。



《 問い合わせ先 》

水戸市消防局火災予防課

【事前相談・届出】

● 査察係 ☎029-221-0163

【行政処分・公表】

● 違反对策係 ☎029-221-0644

※水戸市・城里町以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。